

## いちご一会とちぎ国体下野市情報通信業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「いちご一会とちぎ国体下野市情報通信基本計画」に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「国体」という。）における情報通信業務の実施について万全を期し、国体の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

### 2 情報通信業務の種類

#### (1) 競技会運営に関する通信

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、競技団体等と協力のもと、競技会場及び練習会場等に必要な情報通信機器を設置し、式典及び練習会場等の円滑な運営を図る。

#### (2) 記録業務に関する通信

市実行委員会は、実施本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

#### (3) 輸送・交通業務に関する通信

市実行委員会は、選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

#### (4) 警備・消防防災業務に関する通信

市実行委員会は、関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

### 3 通信機器

上記2の業務を遂行するために使用する通信機器は、次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

### 4 設置

- (1) パソコンは実施本部、競技会場、その他必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、国体運営上必要と認める者に携帯させる。

- (3) 通信機器の設置については、国体運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として国体開催期間中とする。
- (4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議の上決定する。

## 5 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 国体終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ実施本部各部へ返還する。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、この要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。